

**いわき市**  
**教育・保育提供区域の**  
**設定について**  
**(その2)**

平成26年6月30日

いわき市 保健福祉部 子ども・子育て支援室

# 目 次

<b>Ⅲ 区域の設定の前に</b>	1
1 国の子育て支援に係る課題と対応の考え方	1
<b>Ⅳ 各種条件の検証</b>	5
1 地理的条件の検証	5
2 人口の整理	7
3 交通事情～容易に移動できる距離について（考察）	10
4 意向調査における「自宅から近い場所」の希望に関して（考察）	11
5 その他社会的条件	11
<b>Ⅴ 区域設定に係るメリット・デメリット 及び事業別の整理</b>	13
1 区域設定のメリット・デメリット	15
2 具体的な区域の候補（絞り込み）	16
3 事業別の視点から	17
<b>Ⅵ まとめ</b>	18

### Ⅲ 区域の設定の前に

第1回目の児童福祉専門分科会において、国の新制度については「子どもにとってどのように変わるのか」、「この分科会では、何を審議していくのか」などの意見も頂いたことから、改めて新制度について、背景と国の考え方を以下整理する。

#### 1 国の子育て支援に係る課題と対応の考え方 (H25.4 国の子育て支援新制度リーフレットより)

課 題	国の対応	具体的内容
<b>課題 1</b> <b>親の働く状況の違いに拘らず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれてきた。</b>	<b>質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供</b>	<b>幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及。</b>  【認定こども園】は、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設であり、設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などによりその普及を進める
<b>課題 2</b> <b>核家族化や高齢化、地域の関係の希薄化等より、家庭や地域での子育て力の低下</b>	<b>子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実</b>	<b>地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実。</b> すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、財政支援を強化。
<b>課題 3</b> <b>都市部を中心に保育所に入れない待機児童が存在。</b>  <b>一方、子どもの減少で、近くに保育の場がなくなった地域もある</b>	<b>待機児童の解消のため、保育の受入れ人数を増</b>  <b>子どもが減少傾向にある地域の保育を支援</b>	<b>市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国も支援</b> 地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備。 また、少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育などの地域型保育も組み合わせ、待機児童の解消を計画的に進める。 <b>新たに少人数の子どもを預かる保育等への財政支援</b> 新たに、家庭的保育や小規模保育などの地域型保育への財政支援（地域型保育給付）。  <b>身近な地域での保育機能を確保。</b> 子どもの減少地域では、保育所の統廃合などで、遠方の施設利用や、利用断念も実態としてある。この改善のため、地域型保育給付により少人数の保育施設などの安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確保。 <b>地域の多様な保育ニーズに対応。</b> 地域型保育の拠点は、認定こども園などと連携し保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することで、地域の多様な保育ニーズにも対応。

以上を踏まえ

(国)

認定こども園、一時保育、預かり保育の充実や、放課後児童クラブの年齢拡充等に積極的に取り組んでいきましょう。



**(国)このためには、新制度をつくりましょう**

➡ 保育・教育ニーズを兼ねられる幼保の一元化も図りましょう  
サービスの質も、職員を増やして、手厚くしましょう。子育てを改善していきましょう。配置基準も新たにつくって、職員を増やしたところは、加算も増やしましょう。  
利用者にとって負担増など不利にならないようにしましょう

**(国)そのためには、財源も必要**

➡ その財源は消費税増税分をあてましょう。



**(国)このため、市町村は**

**人口推計や地域のニーズを見極め、向こう5か年の計画を作りなさい。**

(平成 27 年度が新制度移行期であり、新たなサービスが一気に全部できるわけではない)



**だからといって、やみくもに整備しても地域のバランスがとれてなくては意味がない**

このため、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画において、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を定めて、実施しようとする教育・保育の量の見込み、提供体制の確保、その実施時期を記載（子ども・子育て支援法第 61 条）することとなっているもの。

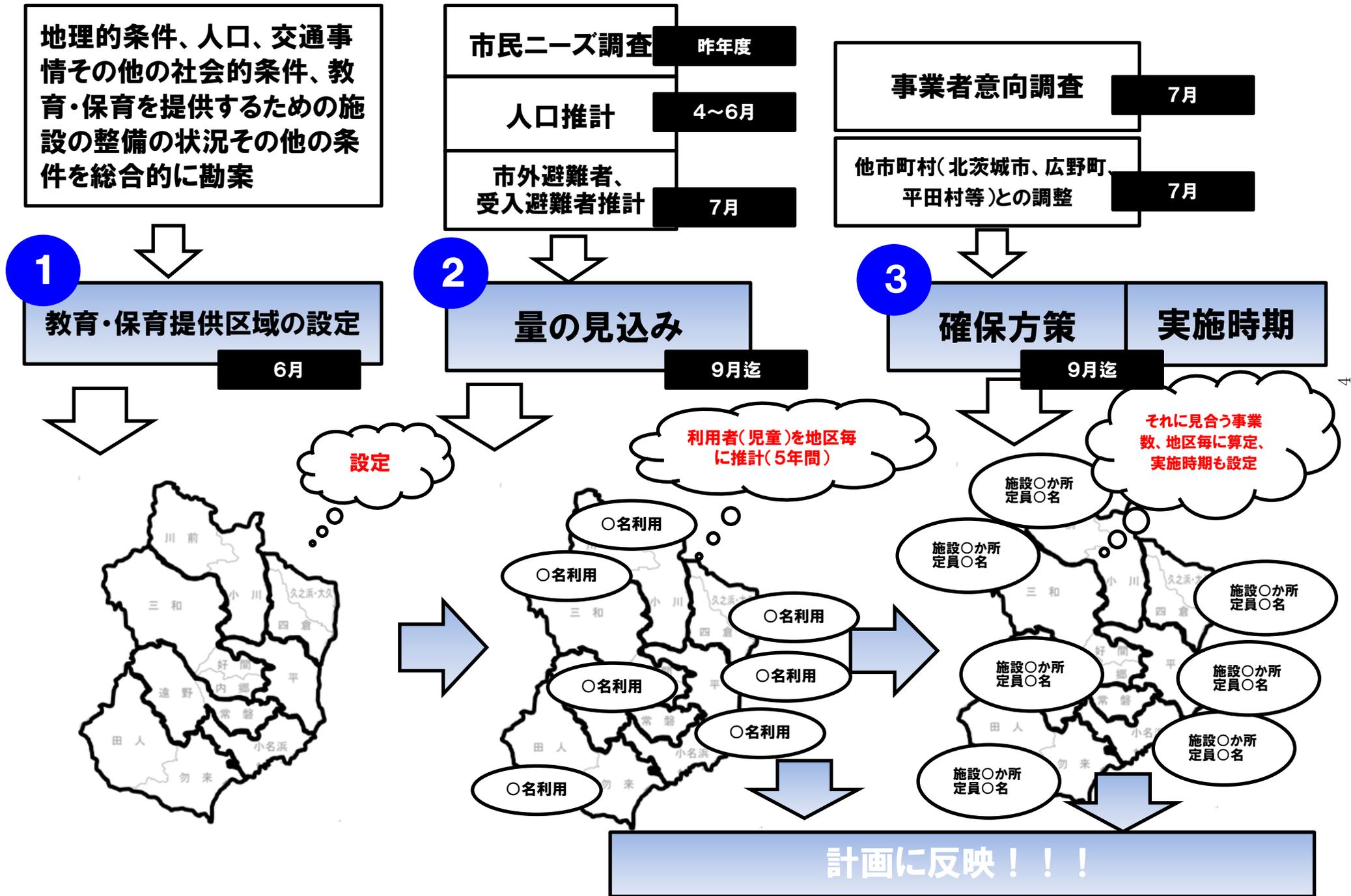
(注) 区域を設定したからといって、利用者に制限があるものではない。

利用者の利便性には留意しなければならないが、むしろ、子どもの数が減少傾向にある中で、事業者の参入に対し、計画主体である市町村が供給過多にならないよう、適正な需給調整を図るための受け皿づくりが区域設定のポイントといえる。

だから、区域を設定するのですが、市でつくった高齢者保健福祉計画との違いも見極めておきたい。

区 分	高齢者の場合	子どもの場合
人口	増加傾向 	減少傾向 
コンセプト	<p>住み慣れた地域</p>  <p>※高齢者は要介護度に拘らず人生の蓄積が長く、定着した地域＝住み慣れた地域での生活を特に重視。 また、要介護度が高い場合等は特に移動距離・時間等も考慮する必要がある。</p>	<p>(保護者の居住、就労環境による)</p> <p>容易に移動ができる</p>  <p>ように</p> <p>※子どもは、住み慣れたというよりは、むしろその後の学区に近いところや保護者の就労の都合など個人差がある また、サービスの質を求めて遠方(20km超)でも、自主送迎通園もある。</p>
需要と供給の状況	入所施設は待機者が昨年度調べで1,700人となっている。	保育所、幼稚園とも待機児童はいない状況
整備	人口増加していく中で、住み慣れた地域にポイントよく整備	減少していく中で供給過多にならないようニーズに合わせて整備
サービス利用期間	長期的にサービス利用	保育所、幼稚園では3～5年、放課後児童Cで6年と比較的短期
居住の変動要素と居住期間	<p>同一地域で居住する期間も長い</p>  <p>居住トレンドが変わるスパンが長く比較的長期の区域設定が可能</p>	<p>保護者の転居、転勤、新築移転等で、居住期間も短い場合もある。</p>  <p>居住トレンドが変わるスパンが短く、短期に見直しが必要になる。</p>
<p>実施主体参入</p> <p>(同一地域競争の場合)</p>	<p>人口増加に伴い、市街地を中心に参入しやすい</p> <p>競争しても利用者が多いので、採算はとりやすい</p> <p>施設が集中すると、「住み慣れた」というコンセプトにならず、遠方利用が増える。</p> <p>実施主体にとっては、採算性は低くはない。</p> 	<p>人口減少の中では、市街地中心とならざるを得ない。</p> <p>競争した場合、利用者が限られるため、採算がとりにくい</p> <p>施設が集中すると、「容易に移動しやすく」ならず、遠方利用が増える。</p> <p>しかし、容易に移動しやすい地区＝細かく整備計画を策定しても、実施主体にとっては利用者数が少ないため、採算がとれない</p> 
方向性	このため、高齢者保健福祉計画では、市街地にあつては、平を4分割、小名浜3分割等に分け、地域完結の難しい中山間地域にあつては、隣接地域と融合を図った。	このため、子育て支援計画では、利便性があるに越したことはないが、細分化しても業務効率性、採算性がよくないことから、バランスを考慮して設定。

# 教育・保育提供区域の設定、量の見込み、確保方策、実施時期の反映のイメージ



## IV 各種条件の検証

I、IIでの検証の状況は前回次のように整理した。また、今回の区域設定は施設型給付（保育所、幼稚園、認定こども園）、地域型給付、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の整備計画に適用するものであるが、この中でも本市においても集団保育、教育として行ってきた主要事業となる施設型給付に特にイメージを合わせながらそれぞれ検証していく

1 地理的条件	1～487 区域 行政区や、高齢者保健福祉計画の圏域、自治会組織
2 人口	人口は総体的に減少するが、地区別分布はH31の推計でもあまり変動要素なし。事業所分布も大きな偏りはなく、現状のベースで考える。 ※但し、震災という特殊要因は考慮して推計する。
3 交通事情	車が前提だが、総体的には通園できる範囲（一部へき地対応も考慮）
4 意向調査	市内において自宅の近くが大勢を占めることなどを踏まえつつも、サービスの質も考慮しながら、多様な選択肢が持てるように設定する。
5 その他 社会的条件	いわき市民（※特に北部地区）の原発避難の動向を考慮 相双地区（特に広野町、楡葉町）の本市への避難者の動向を踏まえる

### 1 地理的条件の検証

(1) 各区域からの検証 以下候補の地区単位について次のとおり整理する。

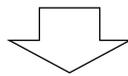
#### 本市における類型化の箇所数

① 行政区（合併前の旧市町村単位）	14
② 行政区（支所単位）	13
③ 行政区（保健福祉センター単位）	7
④ 行政区（旧5市単位）	5
⑤ 中学校区	42
⑥ 公民館	36
⑦ 小学校区	71
⑧ 自治会協議会単位	487
⑨ 高齢者保健福祉計画における日常生活圏域	14

(利用者の視点から) 事業が通所型であれ派遣型であれ、広くなれば利用が遠くなる施設もあり、小地域であればあるほど利便性は向上する。⑧487か所は極端だが、⑤～⑦レベルは馴染みもあり向いている。

(事業者参入の視点から) 広くなれば広域をカバーしやすくなるが、採算性、効率性の観点から、市街地へ参入しやすく、中山間地域の参入意向は低くなるものと考えられる。小地域であっても、同様。⑤～⑦レベルでも特に中山間地域は参入が難しい。

(計画主体の視点から) 広くなれば広域の中で計画は立てやすく、需給調整しやすいが、局所的に偏った場合は条件付けが必要となる。細かい区域の場合は設定がしにくく、極端に近い隣接区域ができ過密になりやすい。また空白区域が無数に存在することになる。例えば⑧487か所は向かない。



利用者視点では、利便性は向上するなど、細分化に越したことはないが、実際の事業者の参入、計画主体としての設定を考慮すると、13支所単位程度以上には広げて設定していく必要がある。

しかし、本市は人口の85%が、市域の約3割の面積の市街地に集積している一方で、中山間地域が約7割を占めるなど、西北に広域になっており、単純な13か所ではなく、中山間地域と道路が同一で隣接している区域（例えば川前と小川など）の結びつきを考慮することとする。

なお、区域設定を考える際の基礎単位としては、地区毎の傾向を掴む上で、13支所単位が統計上もサンプルが抽出しやすいことから、13地区を単位として検証していくこととする。

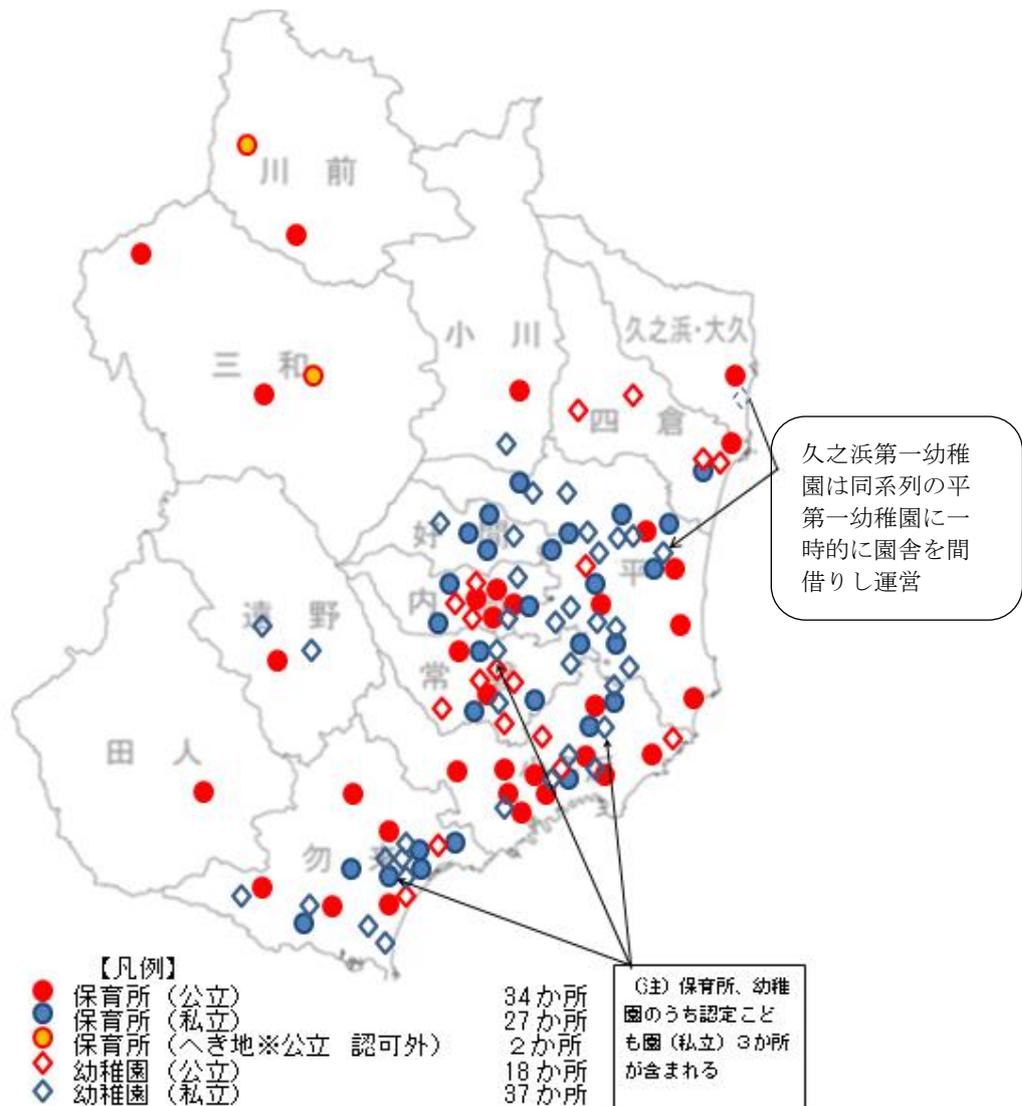
## (2) 保育所・幼稚園の現状分布

なお、13か所のうち、新制度の根幹となる保育所、幼稚園（うち認定こども園含む）の分布は次のとおりとなっており、多くが旧5市（平、小名浜、勿来、常磐、内郷）に集中している。

一方、中山間地域である川前、小川、久之浜・大久、三和、遠野、田人は私立が極端に少なく、これまで公立保育所がカバーしてきた。これがいわき市の地域的特色といえるものであるが、現状でも事業者の参入が少ない中で、まして新制度において当該地域への参入はそれほど見込めないものと考えられ、今後も中山間地域を公立が人口減少に伴う運営形態も考慮しながらカバーしつつ、隣接地域が連携・補完するといったスタイルとならざるを得ないことが見て取れる。

いわき市内 保育所、幼稚園（公立・私立）地区別分布図

H26.4 現在

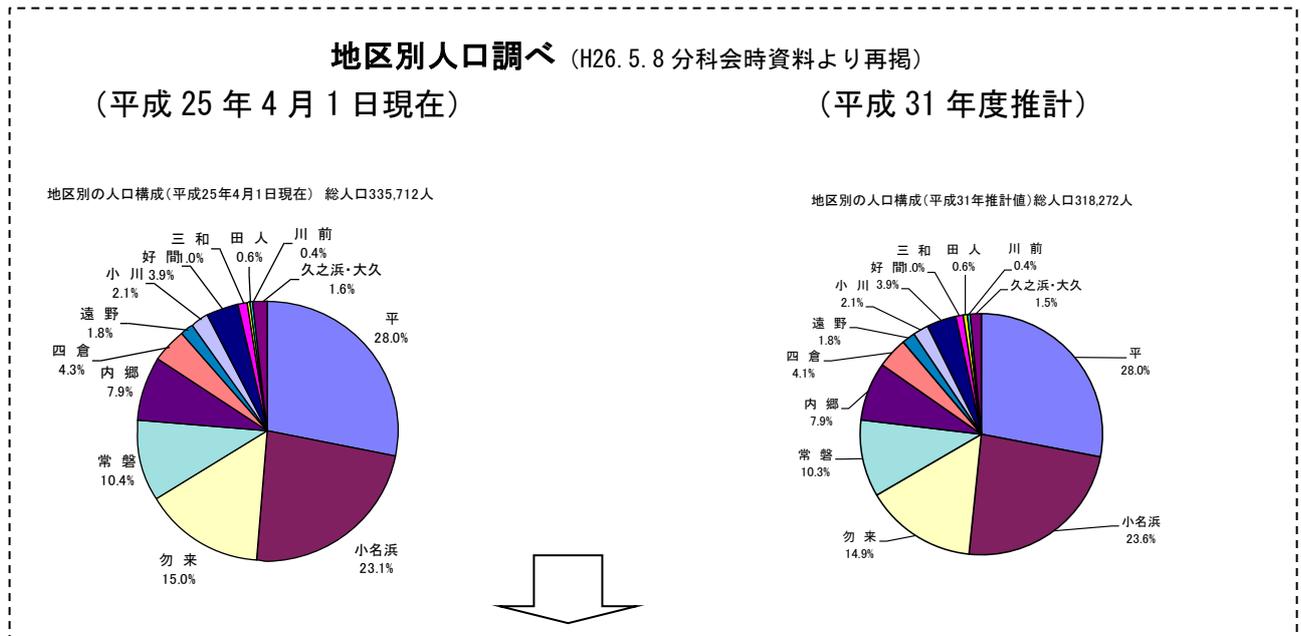


## 2 人口の整理

### (1) 地区別の人口構成

いわき市の13の行政地区についてみると、人口規模で大きなばらつきがあり、「平」「小名浜」「勿来」「常磐」「内郷」の5地区で全人口の約85%を占めている。31年度の推計においてもその傾向に変化はない。

推計について、震災による特殊要因を取り除いた形で、推計を整理したが、大差はない状況にある。

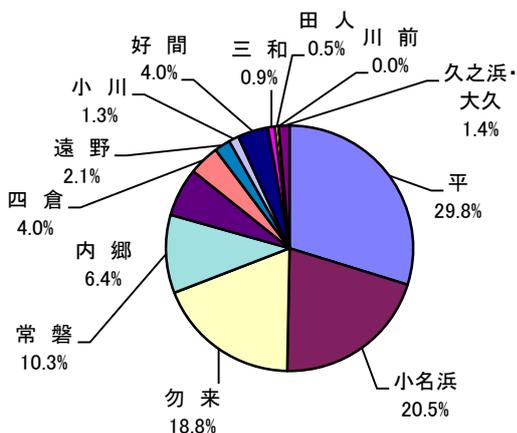


### (2) 保育所・幼稚園の利用者数の考察

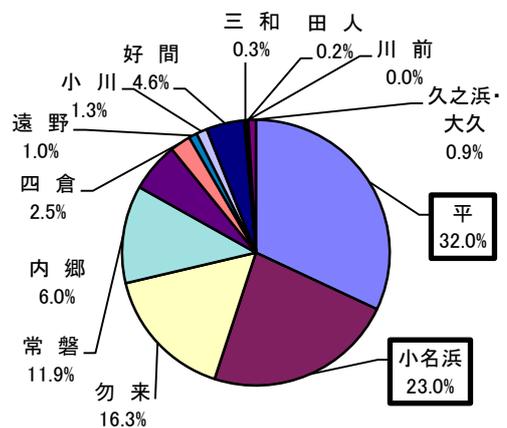
#### ① 保育所・幼稚園定員別・利用別分布(市街地に集中)

これを現状の定員別分布で考えると、人口見合いで、約85%が旧5市に集中しており、変わらない。実人員分布でみると、約89%が旧5市と、より市街地に集中度合が増している結果となっている。これは、中山間地域からの利用や、他町村の被災者の利用が旧5市(特に平、小名浜)に流れている表れであり、やはり**中山間地域単体での区域設定は困難であると考えられる**。※今後の整備計画においても考慮すべき事項

地区別教育・保育給付事業  
(保育所、幼稚園、認定こども園)等定員別分布



地区別教育・保育給付事業  
(保育所、幼稚園、認定こども園)等実員別分布



②公立・私立保育所 地区別完結度

ア 保育所 地区別利用率(公立・私立) H26. 4. 1現在

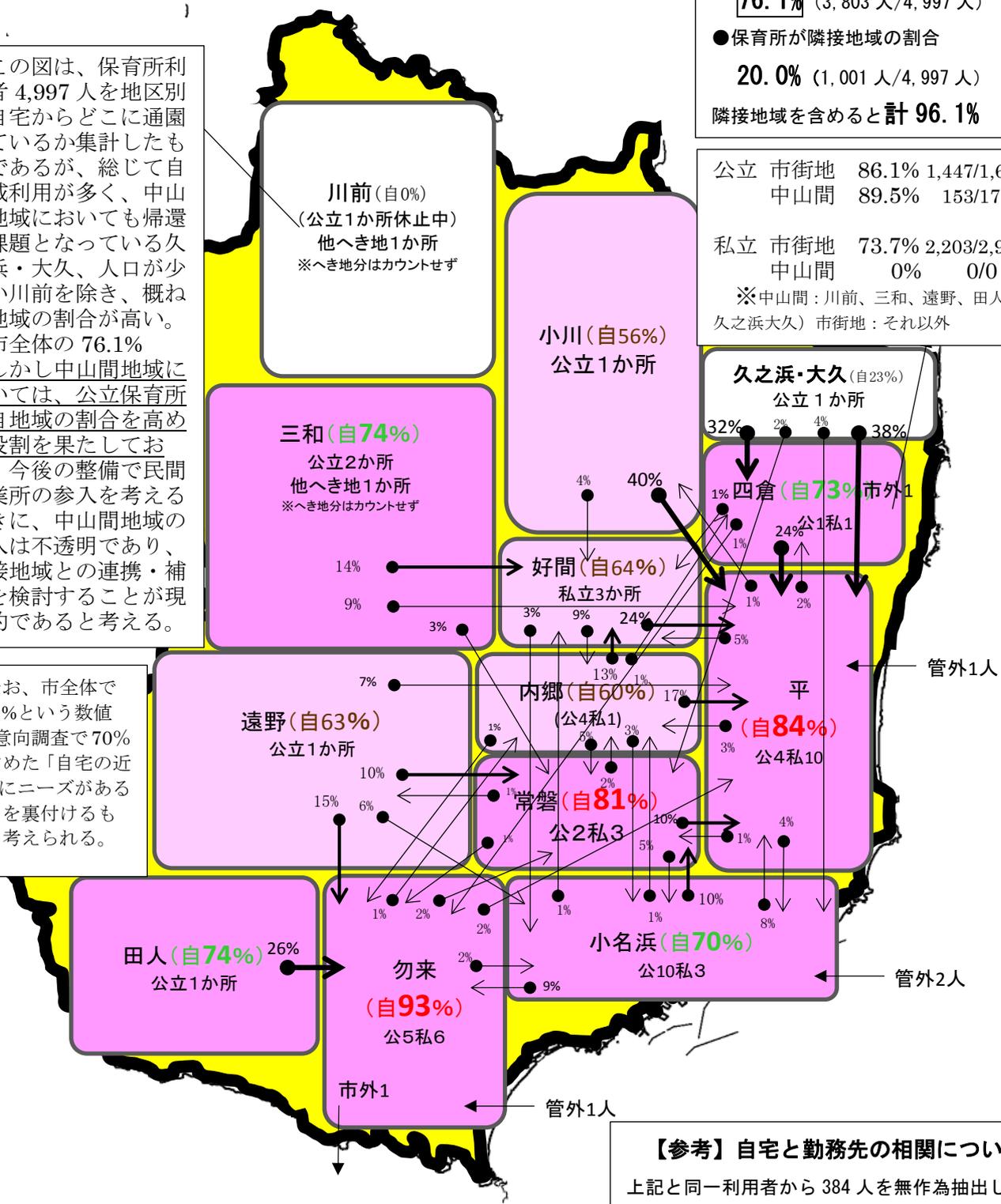
この図は、保育所利用者4,997人を地区別に自宅からどこに通園しているか集計したものであるが、総じて自地域利用が多く、中山間地域においても帰還が課題となっている久之浜・大久、人口が少ない川前を除き、概ね自地域の割合が高い。  
 ※市全体の76.1%  
 しかし中山間地域においては、公立保育所が自地域の割合を高める役割を果たしており、今後の整備で民間事業所の参入を考えると、中山間地域の参入は不透明であり、隣接地域との連携・補完を検討することが現実的であると考えられる。

なお、市全体で76.1%という数値は、意向調査で70%を占めた「自宅の近く」にニーズがあることを裏付けるものと考えられる。

●保育所と住所が同一の割合 **76.1%** (3,803人/4,997人)  
 ●保育所が隣接地域の割合 **20.0%** (1,001人/4,997人)  
 隣接地域を含めると計**96.1%**

公立	市街地	86.1%	1,447/1,679人
	中山間	89.5%	153/171
私立	市街地	73.7%	2,203/2,988人
	中山間	0%	0/0人

※中山間：川前、三和、遠野、田人、小川、久之浜大久) 市街地：それ以外



※地区名隣のカッコ%は同地区内保育所利用率  
 ・地区別色分

70%以上	同地区内保育所利用率が高い
50~69%	上に準じて高い
50%未満	他地区保育所への依存度が高い

※小数字の単位のないものは「%」  
 ※矢印凡例

- : 1~9%
- : 10~19%
- : 20%~
- : 市外・管外

**【参考】自宅と勤務先の相関について**  
 上記と同一利用者から384人を無作為抽出し、調査した結果は、住所と勤務地が同一または隣接地域の場合は約8割と高い数字を示している。

●住所と勤務地が同一の割合 **44.01%**  
 ●住所と勤務地が隣接地域の割合 **36.97%**  
 計 **80.98%**

自宅と保育所ほどではないが、比較的同一地域での完結型の傾向がみられることがわかる。

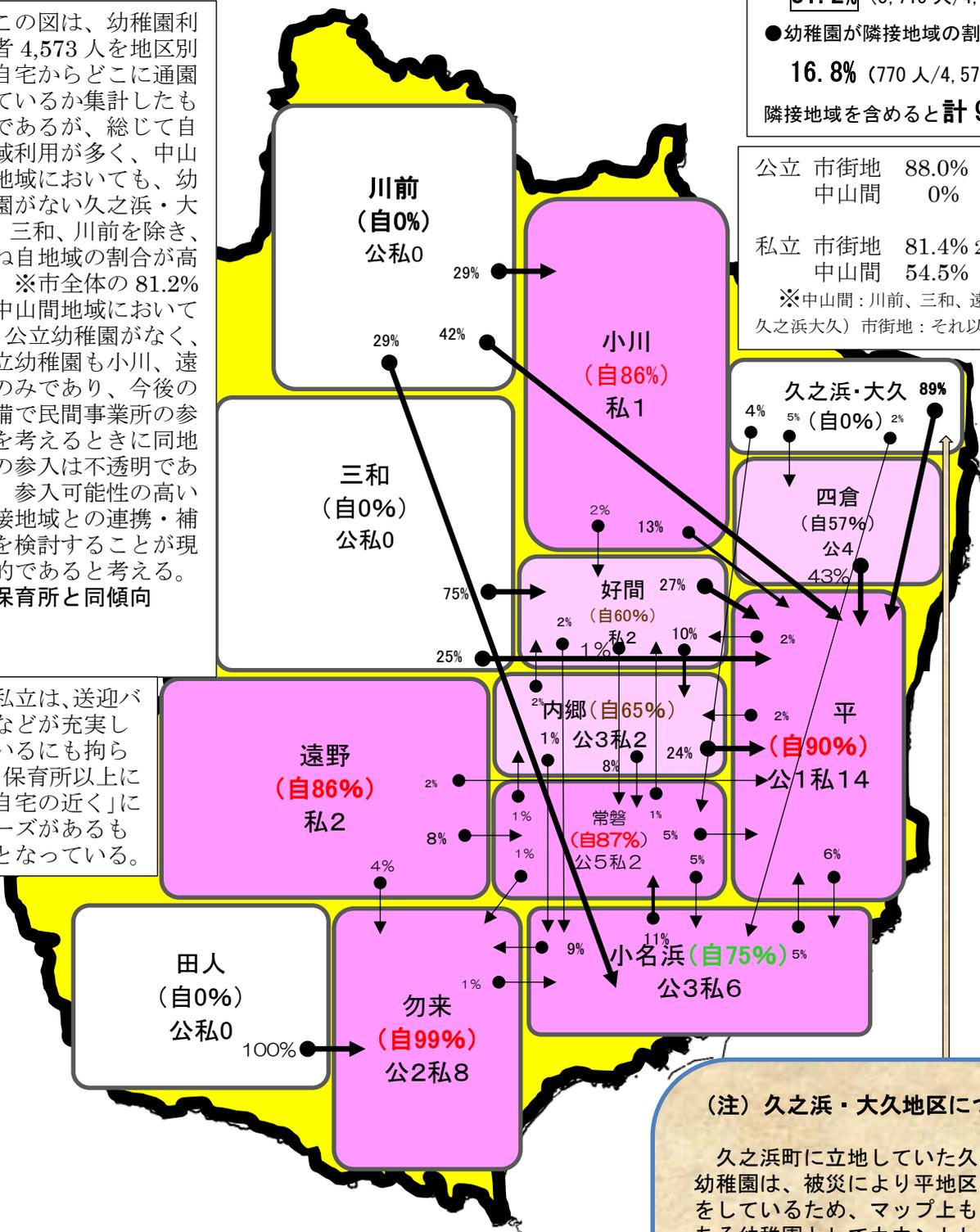
# イ 幼稚園就園率 地区別(公立・私立) H26. 5. 1現在

●幼稚園と住所が同一の割合  
**81.2%** (3,715人/4,573人)  
 ●幼稚園が隣接地域の割合  
**16.8%** (770人/4,573人)  
 隣接地域を含めると計 **98.0%**

公立 市街地 88.0% 652/741人  
 中山間 0% 0/0人  
 私立 市街地 81.4% 2,966/3,645人  
 中山間 54.5% 97/178人  
 ※中山間：川前、三和、遠野、田人、小川、久之浜・大久 市街地：それ以外

この図は、幼稚園利用者4,573人を地区別に自宅からどこに通園しているか集計したものであるが、総じて自地域利用が多く、中山間地域においても、幼稚園がない久之浜・大久、三和、川前を除き、概ね自地域の割合が高い。※市全体の81.2%  
 中山間地域においては、公立幼稚園がなく、私立幼稚園も小川、遠野のみであり、今後の整備で民間事業所の参入を考えるとときに同地域の参入は不透明であり、参入可能性の高い隣接地域との連携・補完を検討することが現実的であると考え。⇒保育所と同傾向

私立は、送迎バスなどが充実しているにも拘らず、保育所以上に「自宅の近く」にニーズがあるものとなっている。



(注) 久之浜・大久地区について  
 久之浜町に立地していた久之浜第一幼稚園は、被災により平地区に仮移転をしているため、マップ上も平地区にある幼稚園としてカウントしている。  
 また、園児の居住地は住民登録地であり、市内での避難園児の現在の居住地は把握が困難であるが、久之浜・大久地区の園児が分散して就園していることから、その就園先が避難先に近いものと推定される。  
 今後同地区は帰還の状況に合わせた施設の整備を考慮する必要があることが、本市における特殊要因である。

※地区名隣のカッコ%は同地区内幼稚園利用率  
 ・地区別色分  
 70%以上 同地区内幼稚園就園率が高い  
 50~69% 上に準じて高い  
 50%未満 他地区幼稚園への依存度が高い  
 ※小数字の単位のないものは「%」  
 ※矢印凡例  
 ●→ : 1~9%  
 ●→ : 10~19%  
 ●→ : 20%~  
 → : 市外・管外

### 3 交通事情～容易に移動できる距離について（考察）

市内の道路事情からは、道路網の整備状況、実際の通園に関しても、旧市町村単位でも自地域内か隣接地域に通っている割合が高いこと、さらに、例えば車で2時間など極端に長くなること（例：田人から川前など、生活圏が極端に離れている地域に通園することなど）は、現状の調査に照らすと殆どないと考えられることから、現状では、「容易」という捉え方が全利用者に当てはまるとは考えていないが、自家用者、バスの移動を前提とすれば、一定程度は市内での通園は可能であると考ええる。

なお、民間の賃貸業者が行った「私立小学生の通学時間」等に関する調査（2012年1月14日～1月23日調査※母親を対象にサンプル数330世帯）によれば、東京、神奈川等都市部ではあるが、通学時間が長い思う時間帯は次のようになっている。これを見ると、45分未満では1割程度で、45分から60分で31.1%が長い、60分超で66.7%となっていた。

このことから、都市部のデータが全て当てはまるものではないが、45分未満は概ね妥当な移動時間と捉えることができ、中山間地域から市街地やそれに近い地域（隣接地域）への移動は可能であると考えることができる。

#### 4 意向調査における「自宅から近い場所」の希望に関して（考察）

##### 【中山間地域の保育所・幼稚園】

本市は広域であり、市街地は保育所、幼稚園が集中しているが、中山間地域には、公立保育所（9か所※へき地2か所含む）及び、私立幼稚園（3か所）が小川1、遠野2となっており、公立幼稚園、私立保育所は設置されていない。

市街地は比較的自宅に近いところでの移動は可能であると考え。一方で中山間地域は市街地に比べ時間がかかるが、人口が少ない地域は、採算性・効率性の要素も大きく、参入が限られていたと考えられ、これまで公立保育所がその役割を担ってきた（※）。

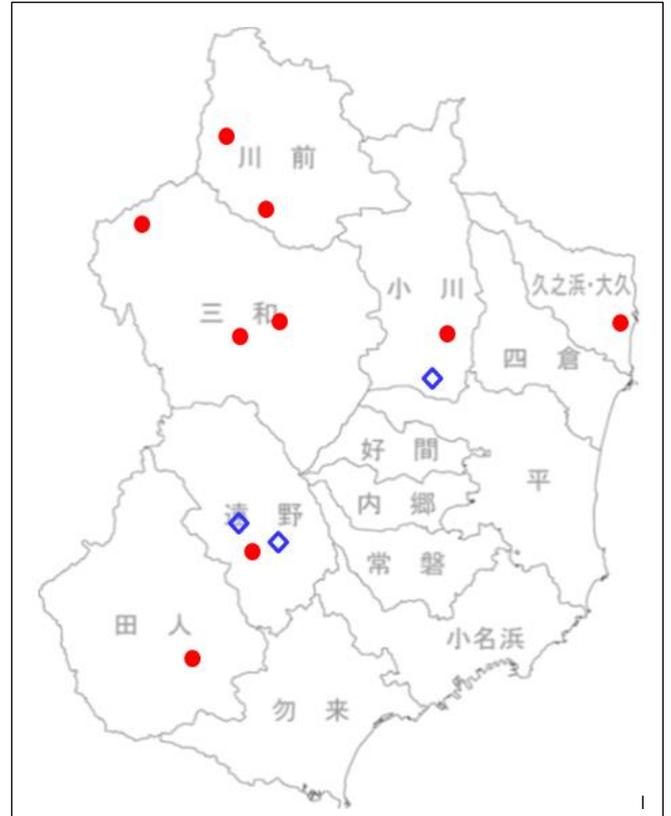
中山間地域において現行の公立保育所以上に「自宅に近いところ」の施設となると、給付型事業での参入は難しく、現行でやむを得ないものとする。しかし、今後の適した施設としては、地域型保育（小規模、家庭的保育）などが検討が必要となるものとする。

##### （※）公立保育所の役割

市社会福祉審議会（平成18年2月）の「いわき市における保育所整備の具体策について（答申）」では、公立保育所の整備にあたり、統合する保育所、廃止を検討する保育所の距離の基準に「概ね4km」（かつ生活圏が同一）と定めている。

この中で、中山間地域はいずれも統廃合の対象とはなっておらず、単独で整備するものとなっている。

● 公立保育所 ◆ 私立幼稚園



市街地 自宅から近い場所は概ね確保できているものとする

中山間地域 自宅から近い場所の確保は、事業者の参入可能性などを考慮しても厳しいものと考えられ、今後についても、主に公立保育所が担う部分として整理することが妥当であると考えられるが、選択肢が限定されることから、「**多様な選択肢**」とするためには、**自動車等による通園を前提とならざるを得ないが、区域を広域にとる必要がある。**

#### 5 その他社会的条件

##### (1) いわき市民（※特に北部地区）の原発避難（市外、市内）の動向を踏まえる

##### ① 市外避難者

直近のいわき市民の避難者については、原発避難者特例法に基づく、住民登録をしたままの市外避難者1,890人でありうち0～5歳は199人となっている。

地区別では全体構成比と傾向は変わらず、平が43.72%、次いで小名浜が20.11%と、市街地からの避難が多くなっている。

中山間地域では、原発に近い久之浜・大久地区が比較的割合は高くなっている。

⇒区域設定としては、参考程度だが、今後整備計画を立てる際には、帰還状況を勘案した整備量を考えていく

◇ いわき市に住民登録がある市外への避難者数一覧(平成26年5月1日現在)

地区名	全体数	年齢等内訳（学年的表記）						小計	構成比	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		0～5歳	全体構成比
平	760	1	6	13	19	25	23	87	40.21%	43.72%
小名浜	380	0	0	9	17	9	9	44	20.11%	22.11%
勿来	137	0	1	5	1	4	2	13	7.25%	6.53%
常磐	156	1	2	2	3	2	7	17	8.25%	8.54%
内郷	111	1	0	1	3	2	4	11	5.87%	5.53%
四倉	159	1	0	1	2	3	3	10	8.41%	5.03%
遠野	16	0	1	0	1	0	0	2	0.85%	1.01%
小川	11	0	0	0	0	0	0	0	0.58%	0.00%
好間	43	0	2	0	2	1	3	8	2.28%	4.02%
三和	2	0	0	0	0	0	0	0	0.11%	0.00%
田人	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%
川前	4	0	0	0	0	0	0	0	0.21%	0.00%
久之浜・大久	111	0	1	1	2	3	0	7	5.87%	3.52%
合計	1,890	4	13	32	50	49	51	199	100.00%	100.00%

※ 各年齢の学年的表記は平成26年度の場合になっている。

また、当該人数は、原発避難者特例法に基づき本市に報告のあった方を集計したものである。

② 市内避難者

次表は、地震、津波、原発事故等で避難している市民の借上住宅入居状況である。地震、津波による入居と合算となっており、原発避難のみではないと思われるが、久之浜・大久地区だけで0～6歳児の数が52人/全257人と約1/5を占めている。

久之浜・大久地区については、他の中山間地域と比べても多い状況にあること、同地区への若年層の帰還は復興にあたって極めて重要であり、地元の利用意向もあることから、中山間の他地域で考えられる近隣地域との連携・補完に加え、帰還を考慮して区域設定する。

借上げ住宅入居者住所別人数0～6歳(合計)

単位：人  
平成26年6月29日現在

被災地区	現住所	平	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	遠野	小川	好間	三和	田人	川前	久之浜・大久	合計
平		33	16	1	5	14	0	0	0	2	0	0	0	0	71
小名浜		1	24	2	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	34
勿来		0	11	32	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44
常磐		0	3	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
内郷		2	0	0	1	8	0	0	2	0	0	0	0	0	13
四倉		7	3	0	1	1	7	0	0	0	0	0	0	0	19
遠野		0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
小川		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
好間		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
三和		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田人		0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
川前		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
久之浜・大久		22	7	0	2	15	0	0	0	3	0	0	0	3	52
合計		65	67	42	25	41	7	0	0	7	0	0	0	3	257

(2) 相双地区（特に広野町、檜葉町）の本市への避難者の動向を踏まえる

相双地区からの本市避難に係る内訳は次のようになっている。

◇ 原子力災害による本市への避難者数一覧（平成26年4月1日現在）

地区名	全体数	年齢等内訳（学年的表記）								構成比	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～5歳	全体構成比	0～5歳構成比	
平	10,256	79	73	61	48	57	73	391	42.90%	33.68%	
小名浜	5,290	66	56	64	57	54	51	348	22.13%	29.97%	
勿来	1,648	19	13	11	16	26	16	101	6.89%	8.70%	
常磐	1,983	17	28	18	18	24	11	116	8.29%	9.99%	
内郷	1,613	10	12	11	12	14	14	73	6.75%	6.29%	
四倉	1,181	10	13	6	5	9	8	51	4.94%	4.39%	
遠野	50	0	1	0	2	0	2	5	0.21%	0.43%	
小川	202	1	5	3	2	5	1	17	0.84%	1.46%	
好間	1,491	13	8	8	5	14	7	55	6.24%	4.74%	
三和	12						1	1	0.05%	0.09%	
田人	3							0	0.01%	0.00%	
川前	2							0	0.01%	0.00%	
久之浜・大久	177	0	0	1	1	0	1	3	0.74%	0.26%	
合計	23,908	215	209	183	166	203	185	1,161	100.00%	100.00%	
(0～2歳及び3～5歳の計)		607			※ 554						
うちいわき市内の保育所・幼稚園通園者数		13	24	42	160	204	199	642			
(0～2歳及び3～5歳の計)		79			563						

※ 内数となる保育所及び幼稚園の人数は、本来、上段の人数の範囲内となるところであるが、避難者数（表上段）が、原発避難者特例法に基づく避難者数の集計であるのに対し、保育・幼稚園児の内数は、市外に住民登録のある児童数であるため、若干のズレが生じているものと考えられる。

相双地区における本市避難者の23,908人のうち、就学前児童数は1,161名となっており、仮設住宅等に一時入居している地域の割合では、平33.68%、次いで小名浜が29.97%と市街地に集積している。一方で、中山間地域は仮設住宅、雇用促進住宅、民間アパート等がもともと少なく、わずかとなっている。

このうち、本市の保育所、幼稚園には、1,161人中642人と半数以上が通園しており、3～5歳では、ほぼ100%の通園状況となっている。

【参考】本市避難者に係る保育所・幼稚園通園状況の年齢別内訳

**公立保育所** 83名

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	構成比
平	1	1	5	4	4	2	17	20.48%
小名浜	1	5	5	5	7	8	31	37.35%
勿来	1	0	0	2	2	0	5	6.02%
常磐	0	0	3	2	2	1	8	9.64%
内郷	0	1	1	2	2	4	10	12.05%
四倉	2	2	1	0	0	2	7	8.43%
小川	0	1	1	1	1	1	5	6.02%
合計	5	10	16	16	18	18	83	100.00%

**私立保育所** 103名

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	構成比
平	4	10	13	5	3	16	51	49.51%
小名浜	1	1	1	0	1	0	4	3.88%
勿来	2	0	3	1	5	5	16	15.53%
常磐	1	2	2	3	6	1	15	14.56%
内郷	0	0	1	0	1	1	3	2.91%
好間	0	0	0	2	0	3	5	4.85%
四倉	0	1	4	1	0	1	7	6.80%
認定こども園	0	0	2	0	0	0	2	1.94%
合計	8	14	26	12	16	27	103	100.00%

**公立幼稚園** 73名

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	構成比
平				2	4	4	10	13.70%
小名浜				6	10	13	29	39.73%
勿来				1	1		2	2.74%
常磐				3	4	6	13	17.81%
内郷				2	3	6	11	15.07%
四倉				2	3	3	8	10.96%
合計	0	0	0	16	25	32	73	100.00%

**私立幼稚園** 383名

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	構成比
平				29	54	47	130	33.94%
小名浜				34	38	23	95	24.80%
勿来				29	23	26	78	20.37%
常磐				9	11	7	27	7.05%
内郷				6	6	4	16	4.18%
好間				4	8	7	19	4.96%
遠野				2	0	2	4	1.04%
小川				0	2	4	6	1.57%
久之浜・大久				3	3	2	8	2.09%
合計	0	0	0	82	86	67	383	100.00%

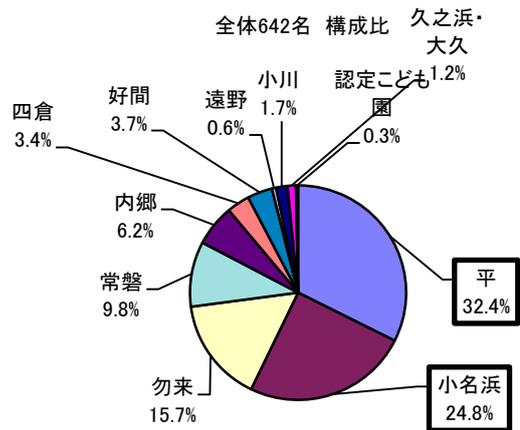
**全体** 642名

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	構成比
平	5	11	18	40	65	69	208	32.40%
小名浜	2	6	6	45	56	44	159	24.77%
勿来	3	0	3	33	31	31	101	15.73%
常磐	1	2	5	17	23	15	63	9.81%
内郷	0	1	2	10	12	15	40	6.23%
四倉	2	3	5	3	3	6	22	3.43%
好間	0	0	0	6	8	10	24	3.74%
遠野	0	0	0	2	0	2	4	0.62%
小川	0	1	1	1	3	5	11	1.71%
久之浜・大久	0	0	0	3	3	2	8	1.25%
認定こども園	0	0	2	0	0	0	2	0.31%
合計	13	24	42	160	204	199	642	100.00%



P7-2人口の整理では、いわき市民の保育所、幼稚園の定員別構成比が、平 29.8%、小名浜 20.5%に対し、実人員ベースで平 32.0%、小名浜 23.0%と、定員よりも実人員が上回っているが、右グラフのとおり、相双の避難者の保育所、幼稚園の実人員ベース（保育所、幼稚園）構成比でも

平 32.4%、小名浜 24.8%と定員構成比よりも実人員構成比が上回っている。



区 分	平	小名浜
いわき市民の定員別（保育所、幼稚園）構成比	29.8%	20.5%
いわき市民の実人員ベース（保育所、幼稚園）構成比	32.0%	23.0%
相双地域の避難者の実人員ベース（保育所、幼稚園）構成比	32.4%	24.8%

これは、仮設住宅等が平、小名浜に集積していることから、利用率も高くなっており、本市全体の実人員構成比を押し上げているものと考えられる。

一方で中山間地域は、全体の中でごくわずかとなっており、ここでも、中山間地域単体での区域設定は困難であることがわかる。

※ いずれにしても、相双地区の場合は、今後の帰還の状況も考慮する必要があり、これらを加味して整備計画は立案していく。

※ 区域設定上は地区別分布に合わせる

# V 区域設定に係るメリット・デメリット及び事業別の整理

## 1 区域設定のメリット・デメリット

区域設定においての広域から小地域に係る長短について、以下のとおり整理すると、条件付きではあるが、比較的広域に設定する方が適していると考えられる。

範囲と目安		○メリット	×デメリット	方向性
↑ 広域	全市 (1)	① (計画主体にとって) 区域を広くとれるため、その後局所的な変動はあっても需給調整が生じにくく、需要の増減にも柔軟に対応しやすい。	① (計画主体にとって) 局所的に偏った場合に、需給調整を行いにくく、需要と供給のミスマッチが生じるおそれがある。	⇒利用者の利便性は車が前提となるが、需給調整が生じにくく、事業者の参入可能性も高くなる。
	保健福祉 C単位 (7)	② (事業者にとって) 広域なため、参入可能性が高くなる。	② (事業者にとって) 参入しやすい反面、局所的に近いところにも設置しやすく、競合になりやすい。	
↓ 小地域	支所単位 (13)	③ (利用者にとって) —	③ (利用者にとって) 事業者の参入状況によっては、偏りが生じるため、選択肢が狭くなる。施設から遠いところも出てくる。	↓ <b>どちらかといえば、広域設定が適している</b> ⇒利用者の利便性はよいが、事業者参入が近いところに偏りやすく、変動要素に対する柔軟性に欠け、設定しても、空白地帯が多く生じる結果となる。 局所的に偏った場合に区域が近すぎると需給調整がしにくい。
	旧市町村 単位 (14)	① (計画主体にとって) 小地域ごとに適切な需給調整を行うことができ、需要と供給をマッチングしやすい。	① (計画主体にとって) 区域が多いと、計画策定(量の見込みの推計等)・進捗管理が複雑化する。	
	公民館 (36)	② (事業者にとって) 経営面から人口が集積している地域であれば、参入意向は高くなる。	② (事業者にとって) 経営面から人口が少ない地域は参入意向が低くなる また、人口が多い地域にあっても、小児期は短期間なため、地区人口の変動も早く、長期的見通しが立てにくい。	
	中学校区 (42)	③ (利用者にとって) より近い区域に事業者が参入すれば、利用はしやすくなる。	③ (利用者にとって) —	
	小学校区 (71)			
	自治会 単位 (487)			

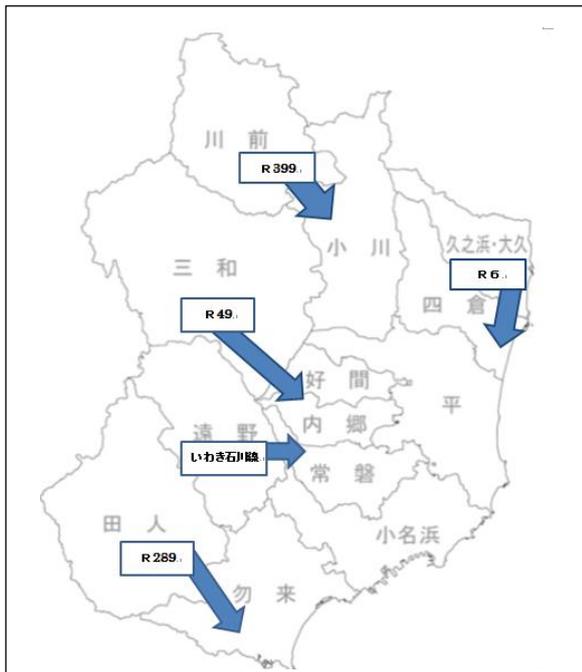
## 2 具体的な区域の候補（絞り込み）

これまでの検証を踏まえると、中山間地域の取扱いが焦点となり、総合的に勘案すると、車前提となるが、市街地との結びつきを考慮した区域設定が妥当となると考える。

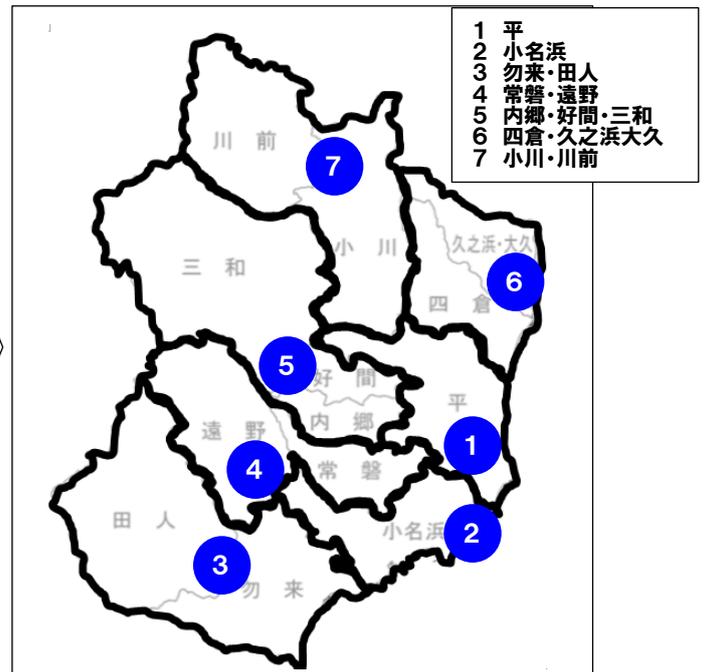
1 地理的条件	本市は人口の85%が、市域の約3割の面積の市街地に集積。 中山間地域が約7割を占めるなど、西北に広域。 区域設定においては、例えば市民窓口の単位である支所13か所でも市街地における細分化と、中山間地域と道路が同一で隣接している区域（例えば川前と小川など）の結びつきを考慮。また現状に照らすと中山間地域を公立がカバーしつつ、隣接地域が連携・補完するといったスタイルとなると考えられる。
2 人口	中山間地域単体での区域設定は困難。
3 交通事情	45分未満は概ね妥当な移動時間と捉えることができ、自動車前提とはなるが、中山間地域から、市街地やそれに近い地域（隣接地域）への移動は可能
4 意向調査	意向を踏まえた「多様な選択肢」とするためには、 自動車等による通園を前提になるが、区域を広域にとる必要がある。
5 その他社会的条件	いわき市民の原発避難、相双地区の本市への避難の動向でも、集積は市街地となっており、中山間地域単体での設定は困難

中山間地域については、主要道路が隣接の地域と結びついており、これらを考慮すると、保健福祉の申請、相談窓口となっている地区保健福祉センター単位として整理できる。

### 道路事情による地域の結びつきも考慮



### 地区保健福祉Cと同じ7区域



#### 【参考】地区保健福祉センターについて

本市においては、平成15年4月1日より、福祉事務所機能については、保健分野との統合を含め、従来の3福祉事務所から7地区保健福祉センターへエリアを細分化した。

#### ◇7地区保健福祉センターのエリア設定の理由

地域の密着度強化と行政効率の改善、さらに、市民が慣れ親しんだ支所エリアを勘案し、基幹支所エリアを基本として、7か所設置したもの

### 3 事業別の視点から

また、施設型給付に焦点をあててきたが、事業種別の性格についても検証し、前述の広域設定の考え方を加え、以下整理する。概ね7地域が妥当な選択肢になるものと考えられる。

項目	区 分 名称	現 状				区域の方向性
		所在 箇所	立地 地域	型	カバー エリア	
教育 ・ 保育 ※ 法 第 27 条 の 給 付 事業	保育所	公 34 私 27	全域 旧 5 市 + 四倉、好間	通所 通所	全域	保育所、幼稚園の中には今後認定こども園の移行が考えられるため、単体で捉えず、3種一体で考える。 これらは保育・教育ニーズの根幹であり、市内全域に必要となるが、現状の中山間地域の参入状況を踏まえると中山間と市街地を絡めた7地域が妥当と考える。 本市では、人口減少区域の保育基盤維持などを踏まえると、山間部で特に必要となり、13地区に設定が望ましいが、上記の中山間地域の参入状況及び、今後事業量の見込みを立てる際、給付事業は一体的に考える必要があることから、7区域としたい。 現状は旧5市に集中。参入意向は不明だが、上記給付事業との兼ねいからも7区域で設定
	幼稚園	公 18 私 37	旧5市+四倉 旧5市+好間、 四倉、遠野	通園 通園	全域	
	認定こども園	私 3	常磐、小名 浜、勿来	通園	現状は 限定的	
	小規模保育事業	未		通所		
	家庭的保育事業	未		通所		
	居宅訪問型保育事業	未		訪問		
	事業所内保育事業	13	旧5市	通所	限定的	
地域 子ども・子 育て 支援 事業 (市 町村 13事 業) ※法 59 条各 号の 事業	利用者支援事業	未		通所 訪問		保育コーディネーター等を想定。相談、訪問を兼ね、現状では7地区が妥当
	地域子育て支援拠点事業	5	平、小名 浜、勿来、 内郷、四倉	通所	全域	交流の場として、子育てに関する悩みや不安等の相談や情報提供等を行う。現状は5地区だが将来的には7地区が妥当と考える
	妊婦健診	15	旧5市 会場	通院	全域	現状は旧5市会場で実施。 5～7地区単位が妥当
	乳児家庭全戸訪問事業 (いわきっ子健やか訪問事業)	7	7地区C 単位	訪問	全域	現状は7地区C単位で実施しているが、全域カバーできており7地域
	養育支援訪問事業	7	7地区C 単位	訪問	全域	これまで乳児家庭全戸訪問事業後の個別ケアにより実施。事業化にあたっては、7地区Cと連動が望ましい。
	子育て短期支援事業 ※ショートステイ事業 (夜間、宿泊)	無認可 1		通所 宿泊	全域	現在は一部認可外保育所で実施。将来的に7地区にも必要とは思われる
	ファミリー・サポート・ センター事業	1	常磐	訪問	全域	拠点施設としては1か所だが、利用者の近くの協力会員を派遣。地域毎の需要量を見込み、協力会員を確保していく観点から実質は7区域。
	一時預かり事業 (注) 現行は保育所は 「一時預かり」 ※幼稚 園は「預かり保育」	公保 2 私保 8 公幼 0 私幼 37	旧5市+ 遠野、小 川、好間	通所	全 域 だ が 限 定 的	保護者の就労を支援する観点から、全域の整備が必要であると考え、現状の中山間地域の参入状況を踏まえると7地域が妥当と考える。
	延長保育事業 ※公立は時間外保育という	公保 34 私保 27	旧5市+ 好間、四倉	通所	全域	同上
	病児・病後児保育事業	委託 3	平、勿来、 常磐	通院	全 域 だ が、 立 地 は 限 定 的	緊急時の対応等を踏まえると将来的には7地域が妥当と考える。
	放課後児童クラブ	44	旧5市+ 四倉、小 川、好間、 久之浜・ 大久	通所	未整備 地区あ り	小学校単位に1か所と考えれば71区域だが、現在は民間事業者が、学区を超えて送迎している実態もあり、中山間地域への参入状況も踏まえると、7地域が妥当と考える。
	実費徴収に係る補足給 付を行う事業	未		助 成 事業		設定なし
	多様な主体の参入促進 事業	未		研 究 事業		設定なし

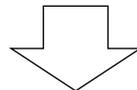
## VI まとめ

これまでの検証をまとめると、本市の場合は、広域的な観点から市街地と中山間地域を包含した概ね**7区域が妥当**と考えるが、P15で示したとおり、局所的に偏った場合が課題となる(特に規模の大きい保育所、幼稚園、認定こども園)ばかりか、事業者間での競合による経営難などにつながる事となる。このため、重複は避ける必要があり、別途距離や生活圏を勘案するなどの策を講じることとして設定したい。

距離の設定については、市社会福祉審議会(平成18年2月)の「いわき市における保育所整備の具体策について(答申)」において、公立保育所の整備にあたり、統合する保育所、廃止を検討する保育所の距離の基準に「概ね4km」(かつ生活圏が同一)と定めている。

この概ね4kmは、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、通学距離は小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内であることが適正とされており、小学校区の生活圏に近い設定ともなっていることから、一応の目安と捉えることができる。

よって、これを逆説的に使用すれば、今回の新制度においても、同種の施設が「概ね4km」になく、かつ生活圏(小学校区目安)も同一ではない場合は、認可していくというルールを定めることにより、一定の生活圏は確保でき、重複、競合という課題はクリアできるものとする。



よって次のように整理したい。

### **本市における新制度に係る区域は7とする**(P16のとおり)

**但し、教育・保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園)の整備にあたっては、局所的に偏る場合などが生じるおそれがあることから、区域内において、同種の施設が「概ね4km」になく、かつ生活圏も同一ではない場合という条件で設定するものとする**

※(注)これは今後の整備計画に適用されるものであり、現存施設については、この限りではない

なお、久之浜・大久地区については、P9で触れたとおり特殊要因として、既存の幼稚園が現在ないこと、また避難等により別の地区の仮設住宅等から平地区の幼稚園等に通園している子どもも依然多いことなど、復興に向けては途上の段階にある。また住民からも除染、区画整理と並んで同地区における子ども・子育ての充実が求められており、本年3月に要望書も提出されている。

さらには、帰還の途上である広野町、檜葉町から隣接している地域でもあり、同町から本市に就労している者の教育・保育ニーズへの対応も考慮する必要がある。

以上から、今回の区域設定においては、四倉・久之浜・大久地区を合わせた区域設定となっているが、復興に向けた子育て環境の整備には特に意を用いることとし、給付事業の場合は区域分けをするなど、柔軟に対応するものとする。

【参考】

1 子ども・子育て新制度に係る給付事業、市町村事業の概要

(1) 教育・保育（子ども・子育て支援法第27条に定める給付事業）

区 分	概 要	本市 (H26)
保育所	児童福祉法に基づき、就労又は疾病等のため乳幼児を保育することができない保護者に代わり、日々当該乳幼児を保育する施設。	公立 34 か所 私立 27 か所
幼稚園	学校教育法に基づき、満3歳から小学校入学前までの子どもについて、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、その保育や健やかな成長のために適当な環境を与え、心身の発達を助長することを目的とする施設。	公立 18 か所 私立 37 か所
認定こども園	小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。	私立 3 か所
小規模保育	<u>児童福祉法上の市町村認可事業であり、子ども・子育て支援法第27条に定める給付対象。原則3歳未満の保育を必要とする子どもに対し保育を実施。定員は6人以上19人以下。</u>	未実施
家庭的保育	<u>法的位置付けは小規模保育と同じ。原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、家庭的保育者の居宅等において保育を実施。定員は5人以下。</u>	未実施
居宅訪問型保育	<u>法的位置付けは小規模保育に同じ。原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、その居宅において家庭的保育者による保育を実施。形態は1対1。</u>	未実施
事業所内保育	法的位置付けは小規模保育に同じ。原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、事業所内の施設等において保育を実施。 <u>また、従業員の子どもに加え、一定割合の地域の保育を必要とする子どもの保育も実施可能。</u>	市内 13 か所

(2) 地域子ども・子育て支援事業（※子ども・子育て支援法第59条各号（第1号～第13号）定める事業市町村13事業）

区 分	概 要	本市（H26）
利用者支援事業	子ども・子育て支援法に基づき、子どもや保護者が新制度により提供される学校教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう身近な場所で支援。 ・子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等（地域のインフォーマルな社会資源を含む）の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」（＝「総合的（包括的）な利用者支援」） ・子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に取り組む（＝「地域連携」）	未実施
地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援法に基づき、乳幼児及びその保護者が気軽に・自由に利用できる交流の場を作り、子育てに関する悩みや不安等の相談に応じたり情報提供等を行う。	市内4か所
妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。健康診査費用を公費で支援する。	市内15か所
乳児家庭全戸訪問事業	子ども・子育て支援法に基づき、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	7地区保健福祉センターで実施
養育支援訪問事業	子ども・子育て支援法に基づき、乳幼児の発育・発達上育児支援が必要と思われる保護者と子を対象に、その居宅を訪問する。また集団遊びを通し、その発達を促進、さらに、発達障害の子を持つ親を対象に、より適切な子育て方法を身につけることにより、子供の発達を促進。個別支援が必要と判断すれば、家庭相談や個別相談を実施し、養育環境の改善や育児不安の解消・軽減を図る。	保健所により 7地区保健福祉センター単 位で実施
子育て短期支援事業	子ども・子育て支援法に基づき原則7日以内のショートステイや夜間みのトワイライトステイを実施。	民間1か所で1 日預かり実施
ファミリー・サポート・センター事業	子ども・子育て支援法に基づき、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と援助したい方（協力会員）同士で行う相互援助活動を支援。対象は小学6年生までで、原則として協力会員宅での預かり。	市内1か所 （事務局） 各地区に協力 会員
一時預かり事業	子ども・子育て支援法に基づき、パート就労等により断続的（週3日程度）に家庭で保育ができない場合、または冠婚葬祭等により緊急・一時的に保育ができない場合に子どもを預かる。対象児童は普段保育所に通っていない、市内に居住する原則満1歳以上から小学校入学前の児童。	公立保2 私立保8 私立幼37
延長保育事業	子ども・子育て支援法に基づき、就労等の事情により、通常の保育時間に子どもの送迎ができない場合に、保育時間を延長して保育を実施。	公立34か所 私立27か所
病児・病後児保育事業	子ども・子育て支援法に基づき、仕事と子育ての両立を支援するため、病気の回復期などにある子どもを看護師等が一時的に預かるもの。対象：生後6か月から就学前の乳幼児。	市内3か所
放課後児童クラブ	子ども・子育て支援法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子ども達に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	市内44か所
・実費徴収に係る補足給付を行う事業	（国からのメニューが未定）	未実施
・多様な主体の参入促進事業	（国からのメニューが未定）	未実施

## 2 地区毎の個所別・定員別・実績別内訳

新制度においては、計画で定める区域設定により、次の事業について、認可する際の需給調整を判断することになっており、本市の現状に照らすと、地区別には次のようになっている。

### (1) 教育・保育（子ども・子育て支援法第27条に定める給付事業）

#### ① 箇所別

教育・保育 ※子ども・子育て支援法第27条に定める給付														
区 分	計	平	小名 浜	勿 来	田 人	常 磐	遠 野	内 郷	好 間	三 和	四 倉	久 ・大	小 川	川 前
・保育所	<b>61</b>	15	13	11	1	5	1	5	3	2	2	1	1	1
（公立）	34	5	10	5	1	2	1	4	-	2	1	1	1	1
（私立）	27	10	3	6	-	3	-	1	3	-	1	-	-	-
・幼稚園	<b>57</b>	16	10	4	-	13	2	5	2	-	4	-	1	-
（公立）	18	1	4	1	-	5	-	3	-	-	4	-	-	-
（私立）	37	13	6	3	-	8	2	2	2	-	-	-	1	-
・認定こども園	<b>3</b>	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
・小規模保育	未実施													
・家庭的保育	未実施													
・居宅訪問型保育	未実施													
・事業所内保育	<b>13</b>	2	3	2	-	4	-	2	-	-	-	-	-	-

#### ② 定員別

教育・保育 ※子ども・子育て支援法第27条に定める給付														
区 分	計	平	小名 浜	勿 来	田 人	常 磐	遠 野	内 郷	好 間	三 和	四 倉	久 ・大	小 川	川 前
・保育所	5,420	1,620	1,120	905	60	540	70	365	240	110	250	60	80	-
（公立）	2,475	360	850	345	60	120	70	320	-	110	100	60	80	-
（私立）	2,945	1,260	270	560	-	420	-	45	240	-	150	-	-	-
・幼稚園	7,185	2,170	1,445	1,445	-	745	200	450	270	-	260	120	80	-
（公立）	1,520	80	380	160	-	400	-	240	-	-	260	-	-	-
（私立）	5,665	2,090	1,065	1,285	-	345	200	210	270	-	-	120	80	-
・認定こども園	110	-	40	40	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-
・小規模保育	未実施													
・家庭的保育	未実施													
・居宅訪問型保育	未実施													
・事業所内保育	219	16	54	29	-	80	-	40	-	-	-	-	-	-

※公立保育所は運用定員

③実員別 ○ は定員を超えているもの

教育・保育 ※子ども・子育て支援法第27条に定める給付														
区分	計	平	小名 浜	勿 来	田 人	常 磐	遠 野	内 郷	好 間	三 和	四 倉	久 ・大	小 川	川 前
・保育所	4,821	1,543	1,032	714	22	568	55	321	292	27	175	14	58	0
(公立)	1,834	248	778	157	22	126	55	272	-	27	77	14	58	-
(私立)	2,987	1,295	254	557	-	442	-	49	292	-	98	-	-	-
・幼稚園	4,942	1,619	1,196	848	0	571	46	270	166	0	77	77	72	0
(公立)	749	59	240	63	-	197	-	113	-	-	77	-	-	-
(私立)	4,193	1,560	956	785	-	374	46	157	166	-	-	77	72	-
・認定こども園	123	-	43	46	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-
・小規模保育	未実施													
・家庭的保育	未実施													
・居宅訪問型保育	未実施													
・事業所内保育	137	12	15	7	-	76	-	27	-	-	-	-	-	-

(2) 地域子ども・子育て支援事業（市町村13事業）

① 箇所別

地域子ども・子育て支援事業（市町村13事業）														
※子ども・子育て支援法第59条各号（第1号～第13号）定める事業														
区分	計	平	小名 浜	勿 来	田 人	常 磐	遠 野	内 郷	好 間	三 和	四 倉	久 ・大	小 川	川 前
・利用者支援事業	未実施													
・地域子育て支援拠点事業	4	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
・妊婦健診	15	6	3	2	-	2	-	1	-	-	-	1	-	-
・乳児家庭全戸訪問事業	7	1	1	1	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-
・養育支援訪問事業	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
・子育て短期支援事業	未実施													
・ファミリー・サポート・センター事業	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
・一時預かり事業	10	2	4	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
(公立)	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
(私立)	8	2	3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
・延長保育事業	27	10	3	6	-	3	-	1	3	-	1	-	-	-
・病児・病後児保育事業	3	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
・放課後児童クラブ	44	17	8	7	-	5	-	1	3	-	1	1	1	-
・実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施													
・多様な主体の参入促進事業	未実施													

② 定員別

地域子ども・子育て支援事業（市町村13事業）														
※子ども・子育て支援法第59条各号（第1号～第13号）定める事業														
区 分	計	平	小 名 浜	勿 来	田 人	常 磐	遠 野	内 郷	好 間	三 和	四 倉	久 ・ 大	小 川	川 前
・利用者支援事業	未実施													
・地域子育て支援拠点事業														
・妊婦健診														
・乳児家庭全戸訪問事業														
・養育支援訪問事業														
・子育て短期支援事業	未実施													
・ファミリー・サポート・センター事業														
・一時預かり事業 （公立） （私立）	定員を定めている施設と定めていない施設がある													
・延長保育事業														
・病児・病後児保育事業														
・放課後児童クラブ	2,391	801	362	380	-	531	-	124	71	-	39	46	37	-
・実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施													
・多様な主体の参入促進事業	未実施													

### ③実員別

地域子ども・子育て支援事業（市町村13事業）														
※子ども・子育て支援法第59条各号（第1号～第13号）定める事業														
区分	計	平	小 名 浜	勿 来	田 人	常 磐	遠 野	内 郷	好 間	三 和	四 倉	久 ・ 大	小 川	川 前
・利用者支援事業	未実施													
・地域子育て支援拠点事業	7,377	3,388	1,639	783				1,567						
・妊婦健診	2,621													
・乳児家庭全戸訪問事業	2,394	662	710	323		290			273		94			42
・養育支援訪問事業	256	61	37	45		43			34		53			6
・子育て短期支援事業	未実施													
・ファミリー・サポート・センター事業	855					855								
【参考】（協力会員※実施者 住所別）	336	124	74	39	0	37	6	24	11	0	7	7	7	0
【参考】（依頼会員※利用者 住所別）	409	160	86	33	0	42	4	43	25	3	8	0	5	0
【参考】（両方会員 住所別）	65	25	12	9	1	5	0	7	2	0	4	0	0	0
・一時預かり事業 （公立）	8,341	1,486	4,177	877	0	483	0	1,318	0	0	0	0	0	0
（私立）	4,016		2,698					1,318						
	4,325	1,486	1,479	877		483								
・延長保育事業	4,810	2,229	3,980	9,394		5,366		333	4,424		1,684			
・病児・病後児保育事業	1,223	206		296		721								
【参考】（利用者実人員）	198	55		52		91								
【参考】（利用者実人員 住所別）	198	41	31	46	26	41	1	0	3	5	0	1	0	3
・放課後児童クラブ	2,067	913	315	280		216		80	98		66	44	55	
・実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施													
・多様な主体の参入促進事業	未実施													

※養育支援訪問事業における子育てサポートセンターの実績は内郷地区に含む。